

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和7年4月 23 日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 2件 |
| 厚生年金保険関係               | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2400186 号  
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500001 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年10月から平成5年7月までの標準報酬月額については、22万円を26万円とする。

平成4年10月から平成5年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成4年10月から平成5年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成5年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた期間のうち平成4年10月から平成5年7月までの標準報酬月額及び厚生年金保険料の納付額が同社の給与支給明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額及び請求期間に係る厚生年金保険料控除額

に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は、平成5年11月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在が確認できず、履歴事項全部証明書により確認できる同社の本店所在地及び事業主の住所に照会文書を送付したが、いずれもあて所に尋ねあたなりませんとして返送されており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2400173 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500002 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年6月1日から平成14年11月1日まで

② 平成14年11月1日から平成15年6月29日まで

私は、請求期間①にA社が経営するC事業所にD業務(パートタイマー)として勤務し、同事業所の経営が平成14年11月にB社に変わった後の請求期間②においても勤務場所や仕事内容は変わらずに継続して勤務したが、厚生年金保険の記録がない。請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、平成12年6月5日から平成13年3月31日までの期間はE社(旧事業所名は、A社)において、同年4月1日から平成14年10月31日までの期間はF社において被保険者となっていることが確認できる。また、請求者から提出された預金通帳、同僚の回答及び雇用保険被保険者の記録、同僚から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、A社の閉鎖事項全部証明書により確認できる請求期間①当時の代表取締役及び役員の回答並びに当該役員から提出された「会社案内」、F社の閉鎖事項全部証明書により確認できる請求期間①当時の代表取締役及び役員の回答、オンライン記録により確認できる同僚並びにF社の代表取締役及び役員の厚生年金保険被保険者記録により、請求者は、請求期間①のうち平成12年6月5日から平成14年10月31日までの期間において、A社が経営するC事業所に勤務していたことが認

められる。

しかしながら、請求期間①のうち平成 12 年 6 月 1 日から同月 4 日までの期間における請求者に係る雇用保険被保険者の記録は確認できない上、A 社の閉鎖事項全部証明書により同社が平成 14 年 11 月 14 日に商号を変更した E 社に対して文書照会を行ったが、「あて名不完全で配達できません 棟、室番号漏れで配達できません」の印が押されて返送されたため、E 社からの回答は得られず、前述の A 社の代表取締役は、A 社が子会社の倒産に関連して事業を中止して 10 年以上経過しており、資料は全て廃棄されている旨回答し、複数の役員は、請求者に係る資料は不明又はない旨回答していることから、請求者に係る請求期間①の勤務実態が確認できないため、請求者が厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認できない上、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、請求期間①に係る A 社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、同社の社会保険事務を担当していた者は、健康保険と厚生年金保険への加入はセットであり、健康保険の記録がなければ厚生年金保険にも加入させていない旨陳述しているところ、同社が加入していた G 健康保険組合は、請求者には登録の記録がない旨回答している。また、複数の同僚の回答並びに雇用保険及びオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者の記録によると、雇用保険及び厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が合致している者、異なっている者、請求者と同様に雇用保険被保険者の記録はあるものの厚生年金保険被保険者の記録がない者が複数確認できることから、請求期間①当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者から提出された預金通帳によると、平成 14 年 5 月 17 日から同年 11 月 12 日までの期間に給与が振り込まれていることが確認できるが、請求者が請求期間①の給与が振り込まれたとする H 銀行 I 支店に預金口座の取引記録について確認したところ、同支店の担当者は、取引記録は 10 年保存である旨陳述していることから同年 4 月以前の振込額が確認できない。また、請求者は、当該預金通帳以外に請求期間①の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間①の給与支給額及び給与から厚生年金保険料が控除されたか確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において国民年金被保険者の記録があり、請求期間①のうち平成 12 年 6 月から平成 13 年 3 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間、同年 4 月から平成 14 年 10 月までの期間は定額保険料の納付済期間となっている上、J 市から提出された請求者に係る国民健康保険被保険者の記録によると、請求期間①を含む平成 12 年 6 月 2 日から平成 15 年 7 月 2 日までの期間において、当該被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、K社（旧事業所名は、B社）において平成14年11月1日に当該被保険者資格を取得し、平成15年6月28日に離職していることが確認できる上、同僚の回答並びに雇用保険及びオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間②において、B社が経営するC事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の閉鎖事項全部証明書によると、平成14年2月28日に会社を成立し、平成15年8月30日にK社と商号を変更し、平成20年3月31日に解散していることが確認できることから、同社に対して照会することができない。

また、上記閉鎖事項全部証明書により確認できる請求期間②当時の代表取締役であり、現在、L社の代表取締役となっている者への文書照会に対し、L社人事部の担当から、B社はL社の100%子会社であるが、災害によりB社の書類が消失したため、照会内容については全て不明である旨回答があり、請求期間②当時の役員に文書照会を行ったところ、退任時に資料は一切持ち出していなかったため、請求者に係る資料はない旨回答があったことから、請求者に係る請求期間②の勤務実態が確認できないため、請求者が厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認できない上、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

さらに、請求者から提出されたB社に係る「雇用保険被保険者離職票-2」により確認できる賃金額と、請求者から提出された預金通帳により確認できる振込額には差額（以下「賃金額と振込額の差額」という。）が生じているところ、前述のとおり、請求者はK社において雇用保険被保険者の記録が確認できる上、同社において当該被保険者記録が確認できる同僚の給与明細書によると雇用保険料が控除されていることが確認できることから、請求者も雇用保険料が控除されていたと考えられるが、賃金額と振込額の差額から当該雇用保険料を減じた金額は、請求期間②当時の健康保険厚生年金保険標準報酬月額の最低等級9万8,000円から算出される健康保険料及び厚生年金保険料の合算額にも満たないため、請求期間②の給与から健康保険料及び厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

加えて、請求期間②に係るB社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、複数の同僚の回答並びに雇用保険及びオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者の記録によると、雇用保険及び厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が合致している者、当該取得年月日又は喪失年月日が異なっている者、請求者と

同様に雇用保険被保険者の記録はあるものの厚生年金保険被保険者の記録がない者が確認できることから、請求期間②当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②において国民年金被保険者の記録があり、定額保険料の納付済期間（毎月納付）となっている上、J市から提出された請求者に係る国民健康保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間②を含む平成12年6月2日から平成15年7月2日までの期間において、当該被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2400181 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500003 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 40 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 6 月 12 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 6 月 12 日から A 社に勤務したが、国の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年 11 月 1 日となっている。給与明細書等はないが、給与が支払われており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年 6 月 12 日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、A 社において昭和 63 年 10 月 1 日に資格を取得し、平成 7 年 1 月 31 日に離職していることが確認できることから、請求期間のうち昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に文書照会したところ、B 社が令和 2 年 3 月に M&A により A 社を取得した旨回答があり、B 社の担当者は、A 社は M&A 後は事業を行っておらず、同社に係る資料は一切残っていない旨陳述している。また、請求者が氏名を挙げた同僚のうちオンライン記録により A 社において厚生年金保険被保険者の記録があり、所在が確認できる複数の者並びにオンライン記録により請求期間及び請求期間の前後 1 年間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者たち所在が確認できる複数の者に対して文書照会（以下「同僚照会」という。）を行ったところ、請求者を覚えていた旨回答した者はいるが、請求者が請求期間において同社に勤務していたことを特定できる回答は得られず、請求者に係る請求期間の

勤務実態が確認できることから、請求者が請求期間に厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認できない。

また、前述のとおり、B社の担当者は、A社に係る資料は一切残っていない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間における厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

さらに、A社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、前述のとおり、同社は令和2年3月から事業を行っておらず、同社に係る資料はないことから当該取扱いについて確認できない上、同僚照会に回答があった複数の者は、3か月の試用期間後に厚生年金保険に加入した旨回答又は陳述していることから、同社では、必ずしも、勤務開始時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、A社において昭和63年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当該資格取得の処理は同月10日に行われていることが確認できる上、不自然な訂正も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。